

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

| | |
|--|--|
| 会 議 名 | 庁 議 |
| 開 催 日 時 | 平成 29 年 4 月 6 日（木）午後 1 時 57 分～午後 2 時 4 分 |
| 開 催 場 所 | 301 会議室 |
| 出席者及び 欠 席 者 | 出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：協働推進部長 説明員：企画政策課長、企画政策課主査（行政管理グループ）、企画政策課主任（行政管理グループ） |
| 議 題 | 1 平成 29 年度に進行管理を行う主要事業の選定について 2 その他 |
| 結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。) | 議題 1：原案のとおり 12 項目を選定することに決定した。 議題 2：特になし |
| 審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=構成員 ●印=説明員 | 議題 1 平成 29 年度に進行管理を行う主要事業の選定について (企画財務部長説明) 本件は、武蔵村山市主要事業進行管理規則第 3 条の規定に基づき、平成 29 年度に進行管理を行う主要事業を選定するものである。内容については、企画政策課長から説明を行う。 (企画政策課長説明) 平成 29 年度においても、主要な事業の執行状況を的確に把握し、事業が計画どおり進行するよう管理するため、武蔵村山市主要事業進行管理規則に基づき、主要事業の選定及び進行管理を行う。 選定は、平成 29 年度施政方針でうたっているもの、実施計画に登載しているもの、平成 28 年度選定事業で本年度も継続しているもの、その他必要と思われるものなどを考慮し行った。 なお、一覧表でセルを塗りつぶしている事業は、今年度から新たに選定した事業である。それでは、事業の概要について説明する。 (1) 市制 50 周年記念事業 市制 50 周年（平成 32 年度）を記念した事業の実施を検討するものである。なお、平成 28 年度は、各市における周年事業の実施状況調査及び検討組織の設置を行っている。進行管理者は企画財務部 |

長となる。

(2) 防災士資格取得支援事業

自主防災組織を対象に、防災士資格取得のための講習会費用である受講料、受験料及び登録料を助成するものである。進行管理者は総務部長となる。

(3) 医療費適正化事業

医療費分析に基づく保健事業の実施、生活習慣病の重症化予防対策等を実施するものである。進行管理者は市民部長となる。

(4) 武蔵村山市観光協会設立事業

観光イベントの企画実施等を行う観光協会の設立に向けた検討を行うものである。進行管理者は協働推進部長となる。

(5) 村山温泉かたくりの湯施設整備等事業

老朽化による施設の更新のため、大規模改修工事及び工事監理委託を実施するものである。進行管理者は協働推進部長となる。

(6) 避難行動要支援者支援体制整備事業

避難行動要支援者の情報を的確に把握し、名簿として管理するためのシステム導入等を行うものである。進行管理者は健康福祉部長となる。

(7) 認知症施策推進事業

認知症の方や、その家族に対して早期に支援する体制を構築するため、認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置等を行うものである。進行管理者は高齢・障害担当部長となる。

(8) 多摩都市モノレール関連事業

多摩都市モノレールの市内早期延伸に向けて、東京都や関係機関への要望活動のほか、啓発物品の販売、パンフレットの作成・配布等を行い、また、市民の会への支援も引き続き行うものである。進行管理者は都市整備部長となる。

(9) 都市核地区土地区画整理事業

平成 37 年度の事業完了を目途に、関係地権者との合意形成を図りながら、建物の移転・道路築造工事等を推進するものである。進行管理者は都市整備部長となる。

(10) 新青梅街道沿道まちづくり推進事業

「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」に基づき、沿道地区の用途地域等の変更及び地区計画の策定を行うものである。進行管理者は都市整備部長となる。

(11) 主要市道整備事業

ア 主要市道第 17 号線整備

三ツ木三丁目 33 番地先から岸二丁目 23 番地先までの道路を拡幅整備するものである。なお、昨年度用地取得を終了し、本年度に道路築造を完了する予定である。

イ 主要市道第 12 号線拡幅整備

伊奈平一丁目から伊奈平六丁目までの道路を拡幅整備するため、本年度も引き続き用地取得等を行うものである。

両事業とも進行管理者は建設管理担当部長となる。

(12) 学校施設整備事業

小・中学校の特別教室等に冷房設備を設置するものであり、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 か年の事業である。進行管理者は教育部長となる。

(質 疑)

特になし

(結 果)

平成 29 年度に進行管理を行う主要事業については、原案のとおり 12 項目を選定することとする。

議題 2 その他

(企画政策課長説明)

主要事業の進行管理に関する今後の流れについて説明する。

今後は、本日決定した主要事業の各進行管理者に対し、「執行計画書(第 2 号様式)」の作成を依頼するので、規則の定めにあるとおり、4 月末日までに提出くださるようお願いする。

その後、執行計画書については、市長による承認を受ける予定であり、各部署で事業を開始したときには、「主要事業開始報告書(第 4 号様式)」を提出するようお願いしたい。

また、毎月の進捗状況を把握するため、「主要事業執行状況報告書(第 5 号様式)」を毎月提出くださるようお願いする。

| | |
|------------------|--|
| 会議録の開示 ・非開示の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：) |
|------------------|--|

| | |
|-------|---------------------|
| 庶務担当課 | 企画財務部 企画政策課（内線：375） |
|-------|---------------------|

（日本工業規格A列4番）